

県内市町（指定都市を除く）における令和5年度決算に基づく健全化判断比率等（確報）

1 健全化判断比率 (単位：％)

団体名	指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
	早期健全化基準 財政再生基準	財政規模に応じて 11.25%～15%	財政規模に応じて 16.25%～20%	25.0	350.0 (指定都市400.0)
		20.00	30.00	35.0	
沼津市				4.6	12.1
熱海市				4.3	—
三島市				6.4	26.2
富士宮市				3.4	—
伊東市				5.9	—
島田市				5.8	9.3
富士市				3.8	63.8
磐田市				0.9	—
焼津市				6.3	—
掛川市				7.9	15.6
藤枝市				5.0	—
御殿場市				10.4	11.0
袋井市				5.1	52.5
下田市				6.8	46.8
裾野市				12.2	27.3
湖西市				4.9	2.4
伊豆市				6.4	46.0
御前崎市				1.0	—
菊川市				8.9	—
伊豆の国市				7.2	27.5
牧之原市				5.8	—
東伊豆町				7.4	20.0
河津町				5.9	—
南伊豆町				7.6	—
松崎町				5.3	—
西伊豆町				4.3	—
函南町				5.1	17.2
清水町				6.4	14.9
長泉町				1.6	—
小山町				10.3	30.7
吉田町				10.7	18.7
川根本町				1.0	—
森町				12.9	28.4
加重平均		—	—	5.5	9.4

※将来負担比率は、算定上マイナスとなる場合（充当可能財源≧将来負担額の場合）は、「—」と表示する

2 資金不足比率（経営健全化基準：20%以上）

いずれの地方公営企業（全116会計）も資金不足額がないため、資金不足比率はない

<参考> 指定都市の状況 ※静岡市・浜松市は、法律上、県に対して報告義務がないため、参考掲載

1 健全化判断比率 (単位：％)

団体名	指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
静岡市				6.1	31.9
浜松市				3.8	—

2 資金不足比率

いずれの地方公営企業（全12会計）も資金不足額がないため、資金不足比率はない